○東北地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十七日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

東北地方整備局長　小池　剛

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十五号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
八戸市大字十日市字長根一番一から同市大字櫛引字長平六番二まで	六・七五～一五九・二〇メートル	六・三三六キロメートル

四　指定する期日　平成二十六年三月二十七日

○東北地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十七日

東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　秋田県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第百九十四号秋田都市計画、男鹿都市計画、五城目都市計画、八郎潟都市計画及び河辺都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十一年二月二十六日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十一年建設省告示第百九十四号、昭和五十四年建設省告示第二百二十号、昭和五十六年建設省告示第千三百七十四号、昭和五十七年建設省告示第二千二十七号、昭和六十年建設省告示第九百三号、昭和六十一年建設省告示第千八百五十二号、昭和六十三年建設省告示第千五百三十九号及び同年建設省告示第千八百七十九号の事業地のうち、秋田県秋田市新屋勝平台、新屋天秤野、新屋松美ガ丘北町、新屋松美ガ丘東町、新屋豊町、新屋町字天秤野、飯島字堀川及び字古道下川端、牛島南二丁目、御野場五丁目、御野場八丁目、御野場新町一丁目、御野場新町三丁目、御野場新町四丁目、卸町一丁目、卸町四丁目、下新城中野字街道端西、寺内字後城及び字大小路、土崎港相染町字大浜及び字中谷地、土崎港御蔵町、土崎港穀保町、土崎港西一丁目、土崎港西二丁目、土崎港西三丁目、土崎港西四丁目、土崎港南一丁目、仁井田字新中島、茨島二丁目、茨島三丁目、茨島四丁目、茨島六丁目、茨島七丁目、向浜一丁目、四ツ小屋字館野、字下川原、字古川敷、字畑返、字街道東、字家ノ下、字替地及び字道前、四ツ小屋小阿地字上野、河辺戸島字町尻、河辺松渕字高田及び字捨り水、雄和平沢字大面、雄和椿川字川端並びに雄和田草川字大又、字鱸、字高野、字本田及び字太田、同県男鹿市船川港金川字金川及び字留山、船川港船川字新浜町、字海岸通り一号及び字海岸通り二号、船越字内子、脇本浦田字鯖ノ沢及び字宮崎、脇本樽沢字神明下、字岡谷地、字大堤下、字碇及び字七十刈、脇本富永字足洗田、字小谷地、字飯ノ森、字太田、字東前田、字野田及び字南前田、脇本百川字矢口及び字方丈田並びに脇本脇本字段ノ越、字相染前、字向山、字石館、字上谷地、字上中野、字下中野、字中野、字頭名地及び字大石館、同県潟上市天王字江川、字上江川、字江川谷地、字蒲沼、字持谷地、字江川上谷地、字中浜山、字追分西、字細谷長根、字西長根及び字下出戸、昭和大久保字虻川境、字街道下、字町後、字袋、字小川中道、字新関堰の外、字後谷地、字北野武利子沢及び字北野海老漉沼端、飯田川下虻川字新潟端、字下川口、字冶郎右ェ門堰、字潟端、字碇及び字上川口、飯田川和田妹川字新潟端並びに飯田川飯塚字泓、字観音尻及び字新潟端、同県南秋田郡五城目町大川大川字シナ田、字ウツフケ、字東屋布、字御伊勢堂前、字西屋布及び字小中嶋、同県同郡八郎潟町字イカリ、字蒲沼、字八幡沼、字嶋ノ内、字長沼、字押切、字中久保、字上沖谷地、字昼根下、字上昼根及び字家ノ後、川崎字嘉美、字貝保、字高田、字前川原、字谷地及び字昼根、真坂字三倉鼻、字鳩ヶ崎、字別当田、字古屋敷、字大川作、字新田家ノ下、字大道下及び字蝦夷湊並びに夜叉袋字後谷地、字一本木、字中嶋田及び字大嶋田、同県同郡井川町今戸字道下潟端、字家ノ後、字狐川及び字小今戸並びに浜井川字洲崎、字苗代堰、字追回、字中堰、字新堰、字杉ノ実、字荒田堰、字喜兵ェ堰、字土樋及び字飯塚境を削り、同県潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山を加え、同県秋田市新屋町字砂奴寄、牛島西三丁目、牛島西四丁目、卸町五丁目、寺内字神屋敷及び字蛭根、土崎港相染町字浜ナシ山、土崎港古川町字古川添下及び字相染境、仁井田字西潟敷並びに向浜二丁目、同県男鹿市船越字一向、同県潟上市天王字三枚橋下、字上狼縁、字棒沼台及び字下浜山、昭和大久保字今潟、字汲田、字片田千刈田、字北野大崎道添及び字北野出水ノ上並びに飯田川飯塚字潟端、同県南秋田郡五城目町大川大川字下川原、同県同郡井川町今戸字大関尻潟端地内において事業地を変更する。

使用の部分　昭和五十一年建設省告示第百九十四号、昭和五十四年建設省告示第二百二十号、昭和五十六年建設省告示第千三百七十四号、昭和六十一年建設省告示第千八百五十二号、昭和六十三年建設省告示第千九百三号、昭和六十一年建設省告示第二千二十七号、昭和六十年建設省告示第千八百七十九号の事業地のうち、秋田県秋田市河辺戸島字向川原、字中川原、字七曲下、字本町、字稗田、字町尻、字藤島及び字野田、河辺畑谷字丸山、字中村及び字大又、河辺松渕字街道北、字高田、字松渕、字下袋、字中村、字川原田家の後、字行人塚及び字捨り水、河辺和田字和田及び字上中野、雄和石田字下大部、雄和平沢字中嶋、字小深田、字大面、字田中、字舟津田及び字金沢、雄和椿川字川端、字方福、字袖ノ沢、字鹿野戸、字長者屋敷、字鹿野戸谷地、字小鹿野戸及び字石坂上、雄和田草川字大沢口、字山崎及び字太田並びに雄和芝野新田字上谷地、字辛谷地及び字寺沢、同県男鹿市船川港金川字金川及び字留山、船川港比詰字羽立及び字餅ヶ沢、船川港船川字海岸通り一号及び字海岸通り二号、脇本田谷沢字要沢並びに脇本脇本字七沢、字横町道上及び字稲荷下を削り、同県秋田市新屋勝平台、新屋天秤野、新屋松美ガ丘北町、新屋松美ガ丘東町、新屋豊町、新屋豊町地先河川敷、新屋町字砂奴寄、字砂奴寄地先河川敷及び字天秤野、飯島字堀川及び字古道下川端、牛島西三丁目、牛島西四丁目、牛島南二丁目、御野場新町一丁目、御野場新町三丁目、御野場新町四丁目、卸町一丁目、卸町四丁目、卸町五丁目、下新城中野字街道端西、寺内字後城、字大小路、字神屋敷、字蛭根及び蛭根地先河川敷、土崎港相染町字大浜、字浜ナシ山及び字中谷地、土崎港穀保町、土崎港西一丁目、土崎港西二丁目、土崎港西三丁目、土崎港西四丁目、土崎港南一丁目、土崎港古川町字古川添下及び字相染境、仁井田字新中島及び字西潟敷、茨島一丁目、茨島二丁目、茨島三丁目、茨島三丁目地先河川敷、茨島四丁目、茨島六丁目、向浜一丁目並びに向浜二丁目、同県男鹿市船越字内子及び字一向並びに脇本脇本字上谷地、字上中野、字下中野及び字頭名地、同県潟上市天王字江川、字上江川、字江川谷地、字蒲沼、字江川上谷地、字中浜山、字追分西、字三枚橋下、字上狼縁、字西長根、字下出戸、字棒沼台及び字下浜山、昭和大久保字今潟、字街道下、字町後、字袋、字汲田、字片田千刈田、字小川中道、字新関堰の外、字後谷地、字北野大崎道添、字北野武利子沢、字北野蓮沼前山及び字北野海老漉沼端、飯田川下虻川字新潟端、字下川口、字冶郎右ェ門堰、字潟端、字碇及び字上川口、飯田川和田妹川字新潟端及び字冶郎ェ門堰並びに飯田川飯塚字潟端、字泓、字観音尻及び字新潟端、同県南秋田郡五城目町大川大川字シナ田、字下川原及び字小中嶋、同県同郡井川町今戸字大関尻潟端、字道下潟端、字家ノ後、字狐川及び字小今戸並びに浜井川字洲崎、字苗代堰、字追回、字中堰、字新堰、字杉ノ実、字荒田堰、字喜兵ェ堰、字土樋及び字飯塚境を加え、同県男鹿市脇本脇本字大石館地内において事業地を変更する。